

こども相談センターの概要資料

令和元年12月24日
こども相談センター



4 か所目の児童相談所の設置の必要性①〔児童相談所〕

児童相談所

本市では、専門性の確保や緊急対応の体制確保の観点から、スケールメリットを活かし、市内中心部1か所の児童相談所に対応していたが、**虐待相談件数が大幅に増加した。**

平成21年度1,606件→平成25年度3,193件

3 か所設置を決定（平成26年度）



平成28年6月 児童福祉法改正（児童福祉司配置標準の見直し他）

平成30年7月 一時保護ガイドライン

平成30年12月 児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）

現こども相談センターの建替えを決定（平成30年度）



引続き虐待相談件数の増加

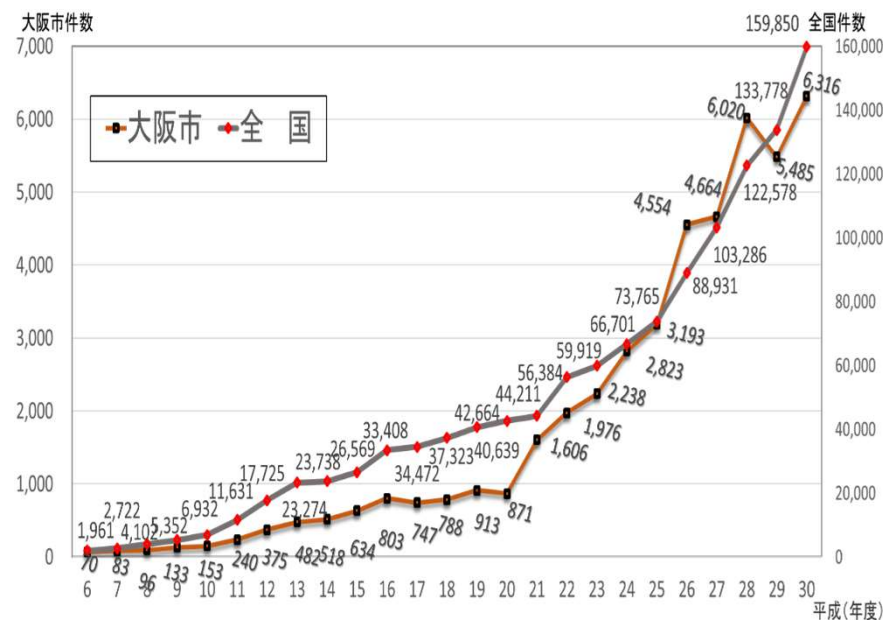
平成25年度3,193件→平成30年度6,316件

児童相談所の増設が必要

【児童相談所増設の効果】

- 迅速な組織判断
- 安全確認が迅速で効率的に
- 区役所等の関係機関との連携強化
- 利用者(市民)の近くになることで、利用しやすい

児童相談所における虐待相談件数の推移 （平成6年度～平成30年度）



（注）平成29年度の虐待相談件数の減少は、厚生労働省に件数計上の基準について改めて確認し、その基準の解釈に合わせたためである。

4 か所目の児童相談所の設置の必要性②〔一時保護所〕

一時保護所

★ 一時保護児童数が増加傾向にあり、男子・女子学童の定員超過が常態化し、一時保護期間も微増している。必要に応じた一時保護を実施していくために、本市全体の入所定員を増やす必要がある。

★ 「一時保護ガイドライン」（平成30年7月6日付け厚労省通知）では、一人一人の子どもの状況に応じた適切な支援を確保するため、個室やできる限り良好な家庭的環境の整備が求められている。



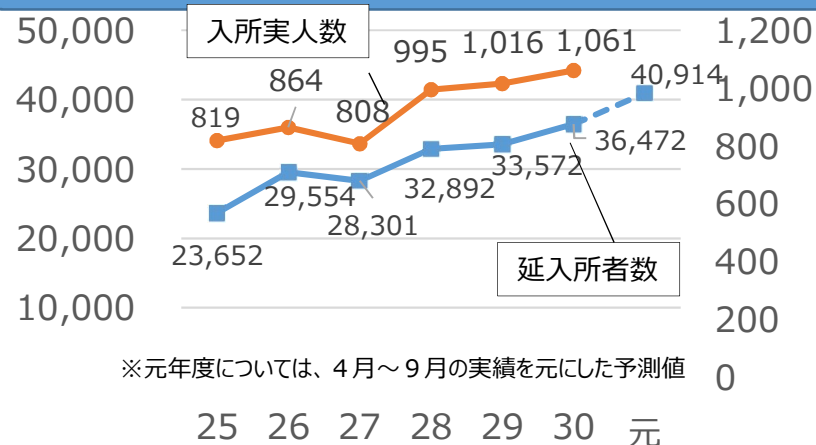
- ① 虐待対応だけでなく、非行・育成相談などに係る一時保護にも十分対応できるようにする。
- ② ユニットケアを導入する。

一時保護所の増設が必要

※ 身柄付き通告への対応も増えていることから、北部こども相談センターに付設する一時保護所と同程度の規模（40名定員：男子学童15名、女子学童15名、幼児10名）が必要。

	4か所目 一時保護所	北部 一時保護所	建て替え後中央 一時保護所	南部 一時保護所	合計
定員(名)	40	40	60	30	170

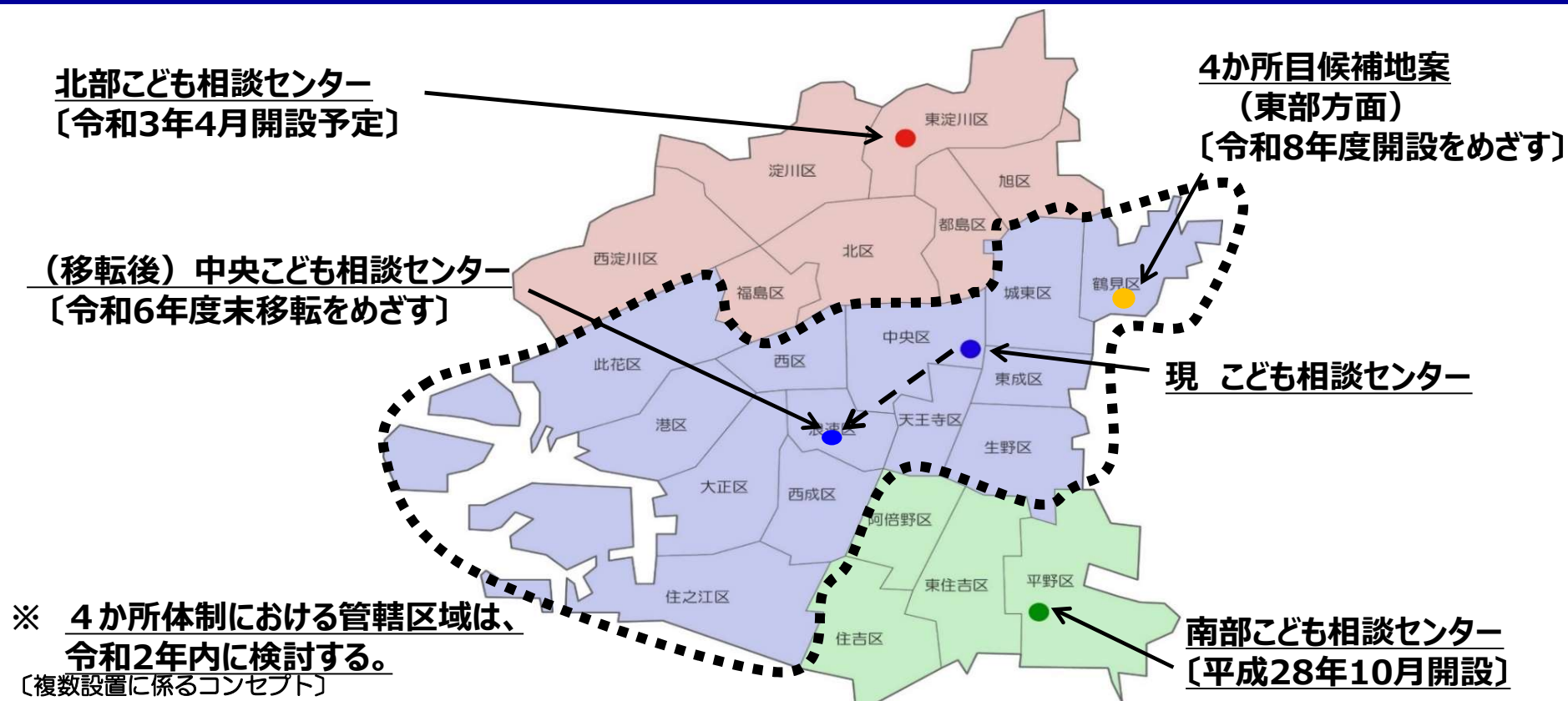
一時保護所延入所者数の推移 （平成25年度～令和元年度）



年度	各施設の 定員数→	中央			南部			(総定員) (100名)	平均保護 日数
		男子 22名	女子 20名	幼児 28名(17名)	男子 10名	女子 10名	幼児 10名		
平成29 年度	平均人数	22.5	23	16.2	12.7	11.1	6.6	92.1	33.8
	最大数	27	30	19	17	18	11	122	
平成30 年度	平均人数	26.2	24.9	15.1	13.4	11.5	9.2	100.3	33.7
	最大数	36	35	26	22	19	16	154	
令和元年 4～9月	平均人数	29.6	25.3	17.7	15.8	11.1	8.9	108.4	36.3
	最大数	42	37	26	24	17	13	159	

※中央の幼児の定員数は28名だが、施設構造上17名定員で運営している。

4 か所体制におけるこども相談センターの位置図



- ① 各児童相談所が、児童虐待通告に対応する安全確認、立入調査及び一時保護などを円滑に行える組織体制
- ② 各児童相談所が、迅速・的確な組織判断、区への後方支援ができる組織規模
- ③ 児童相談所全体として、専門性の維持・向上、効率的な事業運営ができる連携体制

4 か所目の児童相談所設置場所となる候補地の条件

(条件1) 地理的条件

- 北部こども相談センターは東淀川区に、中央こども相談センターは現在中央区に所在し、今後、浪速区に移転する。
また、南部こども相談センターは平野区に所在するため、大阪市域の東部方面の用地であること

(条件2) 公共交通の利便性

- 児童相談所は、ベビーカーを利用する等乳幼児を伴ったり、障がいのある市民が相談等で来所するほか、安全確認の拠点となることから、交通のアクセスがよいこと
 - ➡ 最寄り駅から徒歩で容易に来所ができること
 - ➡ 管轄区からのアクセスがよいこと（公共交通機関が2経路以上利用できること）

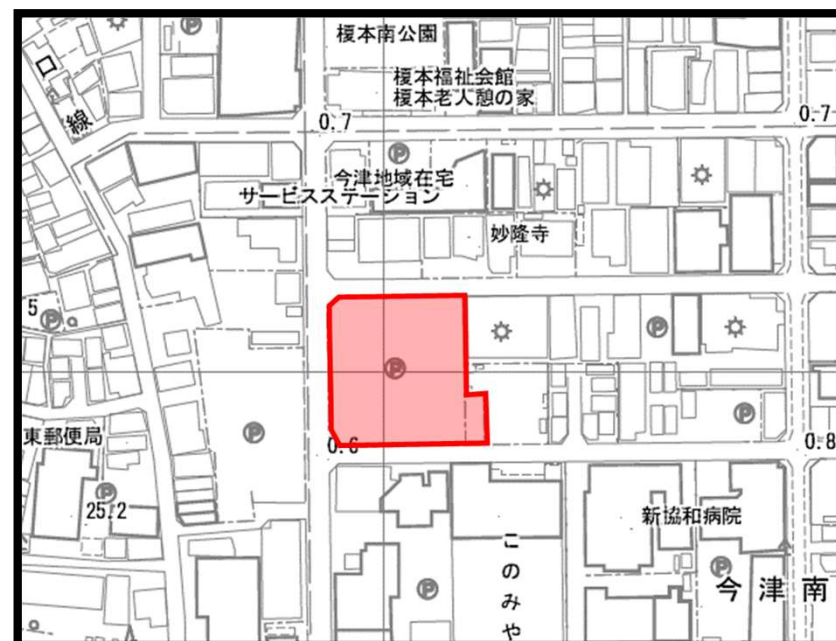
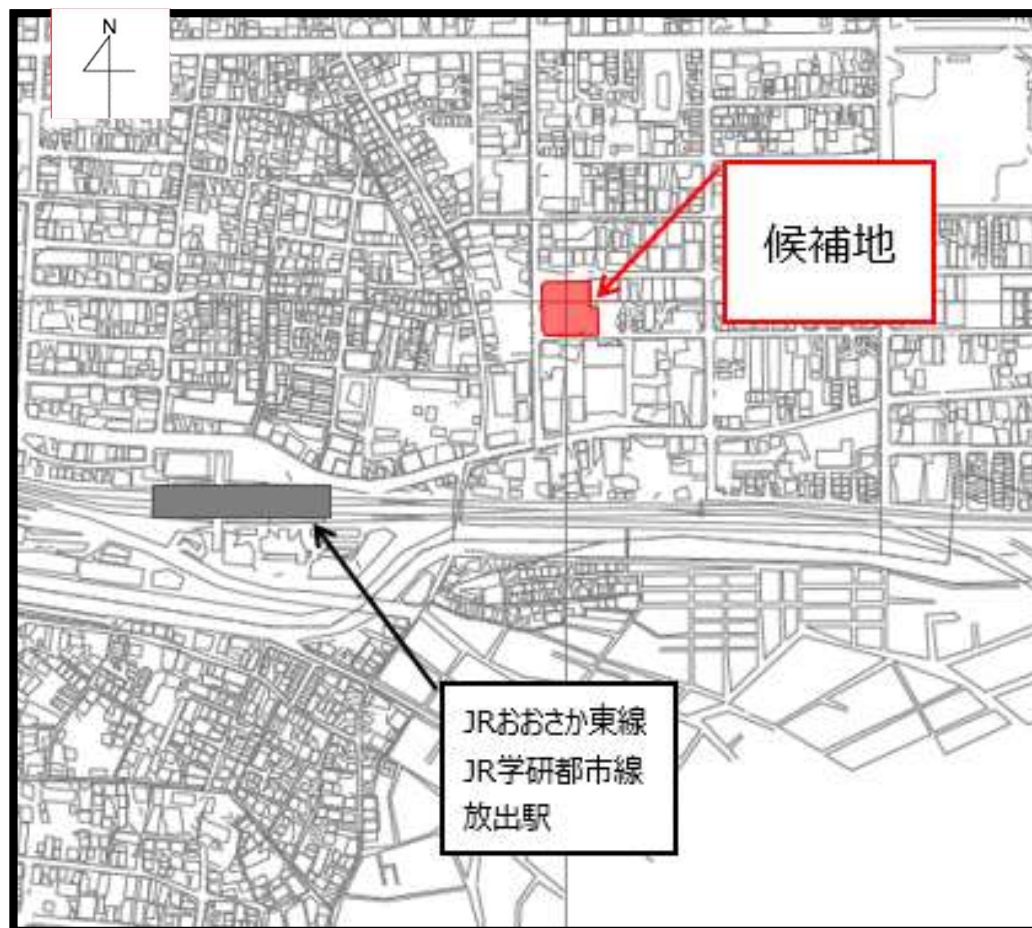
(条件3) 必要な床面積が確保できる敷地

- 児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員等の増員による体制強化や、機能強化に対応ができること
 - ➡ 北部こども相談センター（仮称） : 延床面積3,708.0㎡、敷地1,904.23㎡（延床4,000㎡を目安）

(条件4) 利用する子どもにとって望ましい環境の確保

- 最寄り駅からの経路が安全であること
- 各種スポーツができる広さの運動スペースの確保

4 か所目候補地位置図（鶴見区今津南1丁目3-11）



(2,376.43m²)

戦略会議において決定した市の方針 【令和元年10月30日】

1. 新たに4か所目の児童相談所（一時保護所を含む）を設置すること
2. 4か所目の児童相談所設置場所の候補地を鶴見区今津南とすること
3. 令和8年度の開設をめざし整備を進めること

※戦略会議とは

市政運営の基本方針、重要施策その他の市政の重要事項について、都市経営の観点から迅速かつ戦略的に決定し、市政を総合的かつ効率的に推進するため、定例的に開催します。

メンバーは、市長、副市長、副首都推進局長、市政改革室長、ICT戦略室長、人事室長、区長代表、政策企画室長、総務局長、市民局長、財政局長、都市計画局長です。その他、市長が必要と認める関係者等が出席します。

<https://www.city.osaka.lg.jp/seisakukikakushitsu/page/0000445851.html#6>

4 か所目の児童相談所設置のスケジュール



詳細検討

◆ 4か所体制における管轄区域の設定（令和2年内に実施）

虐待相談件数が増加傾向にあり、将来見込みを踏まえつつ、各児童相談所の管轄人口の規模、市域全体のバランスを考慮し、4か所の管轄区域を検討する。

◆ 4か所目の児童相談所の建物規模の検討（令和2年内に実施）

関係局との調整事項

- 大規模事業評価有識者会議（建物の適正規模）
- 財産運用委員会（敷地面積の適正規模）

※ 開設までのスケジュールは、今後、関係局と詳細を協議し、調整する。

児 童 相 談 所 に つ い て

こども相談センター（児童相談所）とはどんな施設ですか

- 児童相談所とは、児童福祉法に基づき設置され、18歳未満の子どもに関する相談を本人・家族・学校の先生・地域の方々など、どなたからでもお受けしています。
- 子どもの健やかな成長を願い、子どもや保護者とともに問題を考え、解決していくための専門の相談機関です。
- 児童福祉司や児童心理司などの専門スタッフが、学校、区役所をはじめ地域の関係機関と連携して、子どもや保護者の方に必要な援助を行います。
- 全国には、平成31年4月現在、215か所あります。
- 大阪市では、児童相談所を「こども相談センター」と称しています。

4 か所目の児童相談所で働く職員は、どのような職種の人たちがいますか

部 門	主 な 職 種
総務担当	・事務職員・技能職員
一時保護所	・福祉職員(児童指導員) ・保育士 ・臨床心理職員 ・栄養士 ・看護師 ・技能労務職
医療保健担当	・医師(精神科、小児科) ・保健師 ・看護師
心理相談担当	・臨床心理職員(児童心理司)
相談支援担当	・福祉職員(児童福祉司)
虐待対応担当	・福祉職員(児童福祉司) ・保健師

(仮称) 北部こども相談センター外観



一 時 保 護 所 に つ い て

一時保護所はどんな施設ですか

- 一時保護所は、児童福祉法に基づき児童相談所に設置され、子どもを一時的に保護するための施設です。
- 全国には、平成31年4月現在、139か所あります。
- 一時保護には、虐待による保護、保護者の入院による保護、非行少年の保護、迷子や家出による保護などがあります。

どれくらいの規模の一時保護所をつくる予定ですか

- 一時保護所は、2歳から18歳未満の子どもたちが生活します。
- 一時保護所定員は、40名を予定しています。
- 内訳は、2歳以上の就学前児童が10名、小学生以上の男子が15名、小学生以上の女子が15名の定員となります。

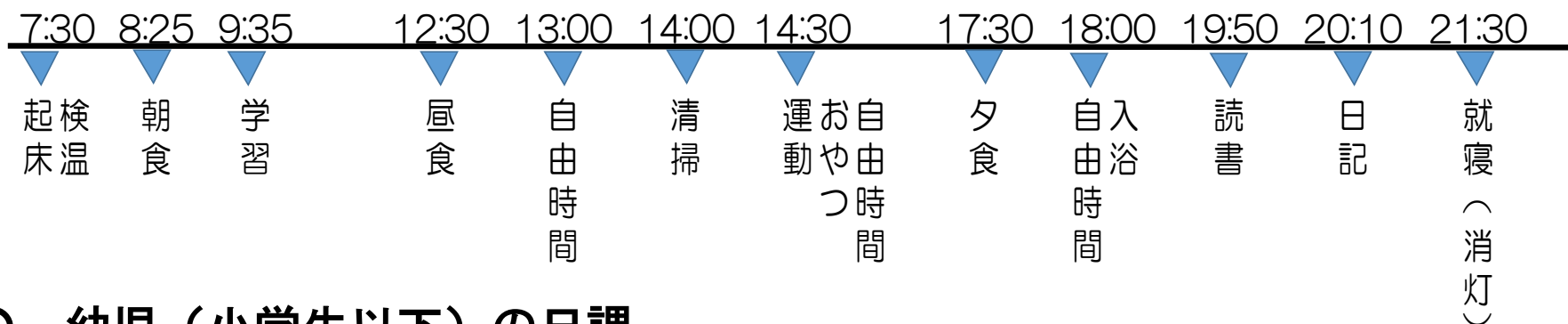
※上記の定員等の数値は、まだ確定した数字ではありません。

- 一時保護所にいる子どもは、入所期間中、センター外に1人で出ることはありません。
- 一時保護された子どもたちは、地域の小・中学校等へは通わず、センター内で学習します。

なお、現在建替を計画中の中央こども相談センター（浪速区予定）には、開放型一時保護所もあわせてつくる予定です。開放型一時保護所では、児童は一時保護所から在籍する学校等に通えるようになります。

一時保護所の子どもは、どのような生活をしていますか

○ 学齡児童（小学生以上男女別）の日課



○ 幼児（小学生以下）の日課

